

平成31年生駒市教育委員会

第2回定例会 議案

平成31年2月25日

生駒市教育委員会

平成31年生駒市教育委員会(第2回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
議案第5号	平成31年度予算編成について	1
議案第6号	平成31年生駒市議会第1回(3月)定例会提出議案の意見について	2
議案第7号	生駒市立小学校30人・35人学級実施要綱の一部を改正する訓令の制定について	10
議案第8号	平成31年度生駒市教育大綱アクションプランの策定について	12
議案第4号	平成31年度生駒市学校教育の目標について	13

議案第 5 号

平成 3 1 年度予算編成について

平成 3 1 年度予算編成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

議案第 6 号

平成 31 年生駒市議会第 1 回（3 月）定例会提出議案の意見について

平成 31 年生駒市議会第 1 回（3 月）定例会提出議案の意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成 31 年 2 月 25 日

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

【提出議案】

- ・平成 30 年度生駒市一般会計補正予算（第 6 回）
- ・生駒市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		5,308,361	-4,582	5,303,779
	2 国庫補助金	830,329	-4,582	825,747
21 市債		2,623,400	6,200	2,629,600
	1 市債	2,623,400	6,200	2,629,600

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		14,979,494	1,668	14,981,162
	2 児童福祉費	6,551,045	1,668	6,552,713
8 教育費		5,936,545	-171,758	5,764,787
	2 小学校費	1,555,988	-50,741	1,505,247
	3 中学校費	932,762	-98,161	834,601
	4 幼稚園費	879,497	-22,856	856,641

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
民生費	児童福祉費	児童福祉経費	1,668

2 変更

[単位 千円]

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
教育費	小学校費	小学校施設整備事業	1,106,975	小学校施設整備事業	1,056,234
	中学校費	中学校施設整備事業	659,026	中学校施設整備事業	560,865
	幼稚園費	幼稚園施設整備事業	129,668	幼稚園施設整備事業	147,300

第 3 表 地 方 債 補 正

変更

[単位 千円]

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法
小 学 校 施設整備 事 業	361,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金につ いてはその融 資条件によ り、銀行そ 他の場合には その債権者と 協定するもの とする。た だし、市財政 の都合により 据置期間及び 償還期限を短 縮し、若しく は繰上償還 又は低利に借 換えることが できる。	364,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金につ いてはその融 資条件によ り、銀行そ 他の場合には その債権者と 協定するもの とする。た だし、市財政 の都合により 据置期間及び 償還期限を短 縮し、若しく は繰上償還 又は低利に借 換えることが できる。
中 学 校 施設整備 事 業	214,000	証書借入 又は 証券発行	"	"	216,200	"	"	"
幼 稚 園 施設整備 事 業	39,300	証書借入 又は 証券発行	"	"	39,600	"	"	"

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費国庫補助金	273,313	1,668	274,981	2 児童福祉費補助金	1,668	子どものための教育保育事業費補助金	
6 教育費国庫補助金	339,041	-12,696	326,345	1 小学校費補助金	1,806	小学校冷房設備対応臨時特例交付金	
				2 中学校費補助金	1,070	中学校冷房設備対応臨時特例交付金	
				3 幼稚園費補助金	-15,572	幼稚園トイレ改修事業交付金 幼稚園冷房設備対応臨時特例交付金	-15,756 184

(款) 21 市債

(項) 1 市債

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
4 教育債	676,200	6,200	682,400	2 小学校債	3,700	小学校エアコン整備事業債	
				3 中学校債	2,200	中学校エアコン整備事業債	
				4 幼稚園債	300	幼稚園エアコン整備事業債	
計	2,623,400	6,200	2,629,600				

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				一般財源					
				特 定 地 方 債	そ の 他	一 般 財 源			
1 児童福祉総務費	2,978,051	1,668	2,979,719	1,668 (国補)	1,668	13 委託料	1,668	子ども子育て支援新制度管理システム委託料	
計	6,551,045	1,668	6,552,713	1,668					

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				一般財源					
				特 定 地 方 債	そ の 他	一 般 財 源			
3 小学校施設整備費	1,126,349	-50,741	1,075,608	1,806 (国補)	-56,247 (寄)	13 委託料	-10,210	監理等委託料	
				1,806 (国補)	490 (繰入)	15 工事請負費	-40,531	小学校エアコン整備工事	
計	1,555,988	-50,741	1,505,247	1,806	-56,247				

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				一般財源					
				特 定 地 方 債	そ の 他	一 般 財 源			
3 中学校施設整備費	676,879	-98,161	578,718	1,070 (国補)	-101,431 (寄)	13 委託料	-8,157	監理等委託料	
				1,070 (国補)	2,743 (繰入)	15 工事請負費	-90,004	中学校エアコン整備工事	
計	932,762	-98,161	834,601	1,070	-101,431				

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				補正額	財源	金額	区分	金額		
										国庫支出金
2 幼稚園施設整備費	181,979	-22,856	159,123	-15,572 (国庫)	300	17,148 (寄)	-24,732	13 委託料	-5,162	監理等委託料
				-15,572 (繰入)		2,188 (繰入)		15 工事請負費	-17,694	幼稚園エリアコン整備工事 幼稚園トイレ改修工事
計	879,497	-22,856	856,641	-15,572	300	17,148	-24,732			



議案第 17 号

生駒市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成31年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

生駒市立学校給食センター条例（昭和57年4月生駒市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

生駒市立生駒北学校給食センター	生駒市高山町12595番地1
-----------------	----------------

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

議案第7号

生駒市立小学校30人・35人学級実施要綱の一部を改正する訓令の
制定について

上記議案を提出する。

平成31年2月25日

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

生駒市立小学校30人・35人学級実施要綱の一部を改正する訓令
生駒市立小学校30人・35人学級実施要綱の一部を次のように改正する。

生駒市立小学校30人程度学級実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、奈良県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の規定する公立小・中学校の学級編制基準並びに教職員定数の配当基準（以下「県学級編制基準」という。）とは別に、少人数によるきめ細かな教育を行うため、生駒市立小学校（以下「小学校」という。）の通常学級において実施する少人数学級編制について、必要な事項を定め、もって子どもたちの確かな学力の定着を図ることを目的とする。

(学級編制)

第2条 生駒市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）は、県学級編制基準に基づき学級編制を実施した場合、小学校第1学年において、1学級の児童数が32人を超えるときは、予算の範囲内で1学級当たり32人以下の学級編制（以下「30人程度学級」という。）を実施することができる。

(学級編制の届出)

第3条 市教育委員会は、30人程度学級を実施することに際し、公立義務教育

諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第5条の規定により、県教育委員会に届け出るものとする。

（教員の任用）

第4条 30人程度学級を実施するために必要な教員（以下「市費教員」という。）は、市教育委員会が臨時的に任用するものとする。

（市費教員の職務）

第5条 市費教員は、学校長の指示のもと、他の教員と連携し、30人程度学級を実施する第1学年の学級担任となることとする。ただし、学校の運営上特に必要と認めた場合は、この限りではない。

（実施手順）

第6条 学校長は、新年度の県学級編制基準に基づき3月に行われる新年度学級編制において、小学校第1学年の1学級の予定児童数が32人を超えるときは、「生駒市立小学校30人程度学級実施協議書（様式第1号）」を市教育委員会に提出して協議するものとする。

（実績報告）

第7条 30人程度学級を実施するために市費教員の配置を受けた学校長は、該当年度における30人程度学級について「生駒市立小学校30人程度学級実績報告書（様式第2号）」を市教育委員会が指定する日までに提出しなければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成31年2月25日から施行する。

（準備行為）

2 学級編成の届出、30人程度学級の実施に係る協議その他の必要な手続は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

議案第 8 号

平成 3 1 年度生駒市教育大綱アクションプランの策定について

平成 3 1 年度生駒市教育大綱アクションプランの策定について、別冊のとおり提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

議案第4号

平成31年度生駒市学校教育の目標について

平成31年度生駒市学校教育の目標について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第3条の規定により、別冊のとおり提出する。

平成31年2月25日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭